

阿賀野市火災予防条例施行規則（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（消防警戒区域の立入許可証）</p> <p>第11条 省令第48条第1項第7号の立入許可の証票は、第16号様式のとおりとする。</p> <p>（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）</p> <p>第15条 条例第48条第3項に規定する公表の対象は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 防火対象物は 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げるもので、法第17条第1項に規定する政令で定める技術上の基準又は同条第2項に規定する条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において当該屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものをいう。</p> <p>（2） 条例第48条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないことをいう。</p> <p>（公表の方法）</p> <p>第16条 条例第48条第1項に規定する公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、阿賀野市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への掲載により行う。</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（消防警戒区域の立入許可証）</p> <p>第11条 消防法施行規則第48条1項第7号の立入許可の証票は、第16号様式のとおりとする。</p> <p>（加える。）</p> <p>（加える。）</p>

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2号に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

3 消防長は、第1項の公表をした違反が是正されたことを確認した場合は、前項各号に規定する事項を市ホームページから削除するものとする。

第17条 (略)

(以下省略)

第15条 (略)

(以下省略)